

旧板木水泳プール及び旧板木保育所解体工事

令和 7 年 9 月

株式会社原井隆建築設計事務所

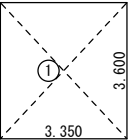
訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5682号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 表紙	図面番号 A-00
							縮尺 N.S.

Ⅰ 工事概要			Ⅰ 一般共通事項		Ⅱ 仮設工事	
1 工事名称 旧板木水泳プール及び旧板木保育所解体工事			項目		項目	
2 工事場所 三次市三和町羽出庭 1 2 7 3 番地 1 地内他			特記事項		特記事項	
3 構造・規模 旧保育所：木造平屋建 延べ面積 255.79㎡、機械室：木造平屋建 延べ面積 12.06㎡			特記事項		特記事項	
4 工事種目 旧水泳プール：鉄筋コンクリート造、C B 造 延べ面積 473.03㎡（プールサイド等を含む）			特記事項		特記事項	
(1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）			特記事項		特記事項	
5 別途工事			特記事項		特記事項	
6 公衆災害防止措置			特記事項		特記事項	
ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。			特記事項		特記事項	
イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。			特記事項		特記事項	
7 現状復旧			特記事項		特記事項	
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。			特記事項		特記事項	
8 その他			特記事項		特記事項	
(1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。			特記事項		特記事項	
(2)解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。			特記事項		特記事項	
(3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、営繕課より連絡があれば対応すること。 ・公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）			特記事項		特記事項	
Ⅱ 解体工事仕様			特記事項		特記事項	
1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）（「解体仕様書」という。）による。			特記事項		特記事項	
2 特記仕様			特記事項		特記事項	
(1)項目は番号に○印のついたものを適用する。(3)項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の当該項目を示す			特記事項		特記事項	
(2)特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は＊印のついたものを適用する。 ○印と＊印がついた場合は○印のついたものを適用する。 ○印と㊟印がついた場合は、共に適用する。			特記事項		特記事項	
Ⅲ 一般共通事項			特記事項		特記事項	
① 適用基準等			特記事項		特記事項	
② 設計図書の優先順位			特記事項		特記事項	
③ 官公署その他への届出手続等（1.1.3）			特記事項		特記事項	
4 別契約の関連工事（1.1.7）			特記事項		特記事項	
⑤ 表示板の設置			特記事項		特記事項	
⑥ 工事実績情報の登録（1.1.4）			特記事項		特記事項	
⑦ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑧ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑨ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑩ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑪ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑫ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑬ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑭ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑮ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑯ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑰ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑱ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑲ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
⑳ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉑ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉒ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉓ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉔ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉕ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉖ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉗ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉘ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉙ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉚ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉛ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉜ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉝ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉞ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㉟ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊱ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊲ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊳ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊴ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊵ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊶ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊷ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊸ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊹ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊺ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊻ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊼ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊽ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊾ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
㊿ 発生材の処理等（1.3.10） （4.1.3～4.5.1）			特記事項		特記事項	
Ⅳ 解体施工			特記事項		特記事項	
① 事前措置（3.2.1）			特記事項		特記事項	
② 杭、基礎等（3.9.1～3.9.2）			特記事項		特記事項	
③ 解体順序（3.3.1）			特記事項		特記事項	
④ 構内舗装等（3.11.1）			特記事項		特記事項	
⑤ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑥ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑦ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑧ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑨ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑩ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑪ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑫ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑬ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑭ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑮ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑯ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑰ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑱ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑲ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
⑳ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉑ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉒ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉓ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉔ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉕ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉖ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉗ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉘ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉙ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉚ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉛ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉜ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉝ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉞ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㉟ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊱ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊲ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊳ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊴ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊵ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊶ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊷ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊸ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊹ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊺ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊻ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊼ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊽ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊾ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
㊿ 地下埋設物（3.12.1）			特記事項		特記事項	
Ⅴ 工事の記録			特記事項		特記事項	
① 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
② 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
③ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
④ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑤ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑥ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑦ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑧ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑨ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑩ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑪ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑫ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑬ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑭ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑮ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑯ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑰ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑱ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑲ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
⑳ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉑ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉒ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉓ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉔ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉕ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉖ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉗ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉘ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉙ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉚ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉛ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉜ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉝ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉞ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㉟ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊱ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊲ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊳ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊴ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊵ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊶ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊷ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊸ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊹ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊺ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊻ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊼ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊽ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊾ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
㊿ 工事の記録（1.2.3）			特記事項		特記事項	
Ⅵ 電気保安技術者等			特記事項		特記事項	
① 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
② 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
③ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
④ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑤ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑥ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑦ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑧ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑨ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑩ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑪ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑫ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑬ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑭ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑮ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑯ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑰ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑱ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑲ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
⑳ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉑ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉒ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉓ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉔ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉕ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉖ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉗ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉘ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉙ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉚ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉛ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉜ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉝ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉞ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㉟ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊱ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊲ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊳ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊴ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊵ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊶ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊷ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊸ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊹ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊺ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊻ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊼ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊽ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊾ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
㊿ 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4）			特記事項		特記事項	
Ⅶ 近隣との折衝			特記事項		特記事項	
① 近隣との折衝（1.3.6）						

訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	検 図 製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 建築解体工事特記仕様書(1)	図面番号 A-01
					縮尺 N.S.	区分

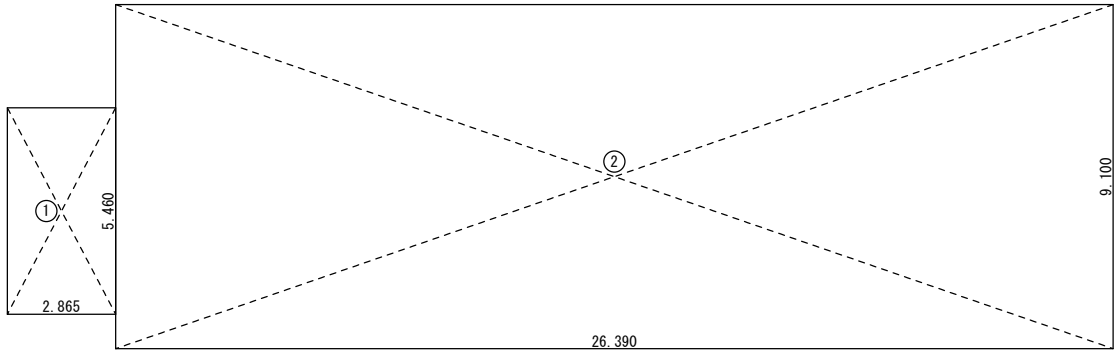
Ⅲ 解 体 施 工	項目	項目	特記事項	項目	特記事項
	⑥埋設配管（３．１２．１）	○撤去・存置 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督職員に報告し、対応策を協議すること。 (1) 解体撤去後の跡地は整地（整地厚１０cm程度）すること。（なお盛土する場合は図示による） ○持ち込み土（山砂の類）・現場発生 の良質土 ・他現場の現場発生良質土 ・再生コンクリート砂 ・リサイクルプラントが販売する処理土 (2) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。 ・設置する ○設置しない ・工事中の仮囲いを存置 囲障を設置する場合の様々等 種別 ・木杭+ロープ ・木杭+番線張り ・（ ） 高さ H＝（ ） 設置範囲 ※図示 ・敷地境界全域 ＊場外指示の場所に処分 ・場外搬出適切処理 ・場外指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所：_____の公の関与する埋立地 ＊当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時的に積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の様様に扱い難い場合は、監督職員と協議するものとする。	②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 (4) 確認及び後片付け（6.3.4） ①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分行われたかを、目視により確認する。 ③養生用のプラスチックシートに附着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑥床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑦養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、４（１）⑥により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 (1) 養生等（6.4.2） ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等をを用いて囲う。 ②作業場の隔離（ ・行う ＊行わない） ※石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落し・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 ※作業場の隔離を行う場合は、４「石綿含有吹き付け材の除去」を適用する。 (2) 除去工法（6.4.3） ＊粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理（ ＊密封処理（二重袋梱包） ・セメント固化） (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6.4.4） ４「石綿含有吹き付け材の除去」（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 (4) 確認及び後片付け（6.4.5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。	②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 (4) 確認及び後片付け（6.3.4） ①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分行われたかを、目視により確認する。 ③養生用のプラスチックシートに附着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑥床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑦養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、４（１）⑥により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 (1) 養生等（6.4.2） ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等をを用いて囲う。 ②作業場の隔離（ ・行う ＊行わない） ※石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落し・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 ※作業場の隔離を行う場合は、４「石綿含有吹き付け材の除去」を適用する。 (2) 除去工法（6.4.3） ＊粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理（ ＊密封処理（二重袋梱包） ・セメント固化） (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6.4.4） ４「石綿含有吹き付け材の除去」（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 (4) 確認及び後片付け（6.4.5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。	
	⑦整地・埋戻し・盛土（３．１３．１）				
⑧解体後の囲障（３．１３．１）					
⑨建設発生土					
Ⅳ 特別管理産業廃棄物等の処理等	①施工計画調査（５．１．２）	(1) 特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調書に取りまとめ、監督職員に提出する。 特別管理産業廃棄物 ○廃石綿等 ・PCBを含む機器類 ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸、廃アルカリ 特殊な建設副産物 ・フロン、ハロン等の特定物質 ・放射性物質 ・六ふっ化硫黄（SF6） ・特定化学物質等 (2) 発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果（調書）に反映させること ・特別管理産業廃棄物 ①廃石綿等（＊無 ・有（ ）） ②PCBを含む機器類（ ・無 ・有（※施工者による調査必要）） ③PCB含有シーリング（ ・無 ・有（※施工者による調査必要）） ④廃油（＊無 ・有（熱源の残油（オイルタンク及び配管内含む）） ⑤廃酸、廃アルカリ（＊無 ・有（ ）） ・特殊な建設副産物 ①フロン等の特定物質（＊無 ・有（ ・パッケージ型空調機の冷媒・ルームエアコンディショナーの冷媒 ）） ②放射性物質（＊無 ・有（ ）） ③六ふっ化硫黄(SF6)（＊無 ・有（ ）） ④特定化学物質等（＊無 ・有（ ））			
	②特別管理産業廃棄物の処分等（５．４．１）	処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって、判明した箇所も、処分方法を監督職員と協議し、同様に処分すること。			
	③廃石綿等（５．４．１）	廃石綿等の処理は、６章「石綿含有建材の除去及び処理」による。			
④PCB含有機器類（５．４．１）	事前調査対象機器は次による。 ・				
5 PCB含有シーリング材（５．４．１）	PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・分析調査箇所数（計 箇所） 分析調査箇所 ＊図示 ・撤去範囲は、次のとおりとし、PCB含有シーリング材はPCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調書を作成の上、合わせて監督職員に引渡すこと。 （ ・図示による ）				
6 ダイオキシン類（５．４．１）	廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 解体作業 ・第１管理区域（レベル１）・第２管理区域（レベル２）・第３管理区域（レベル３） ・（ ） 廃棄物焼却炉からの排出物の処分				

訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5682号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図 製 図 工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 建築解体工事特記仕様書(2) 縮尺 N.S.	図面番号 A-02
					区分

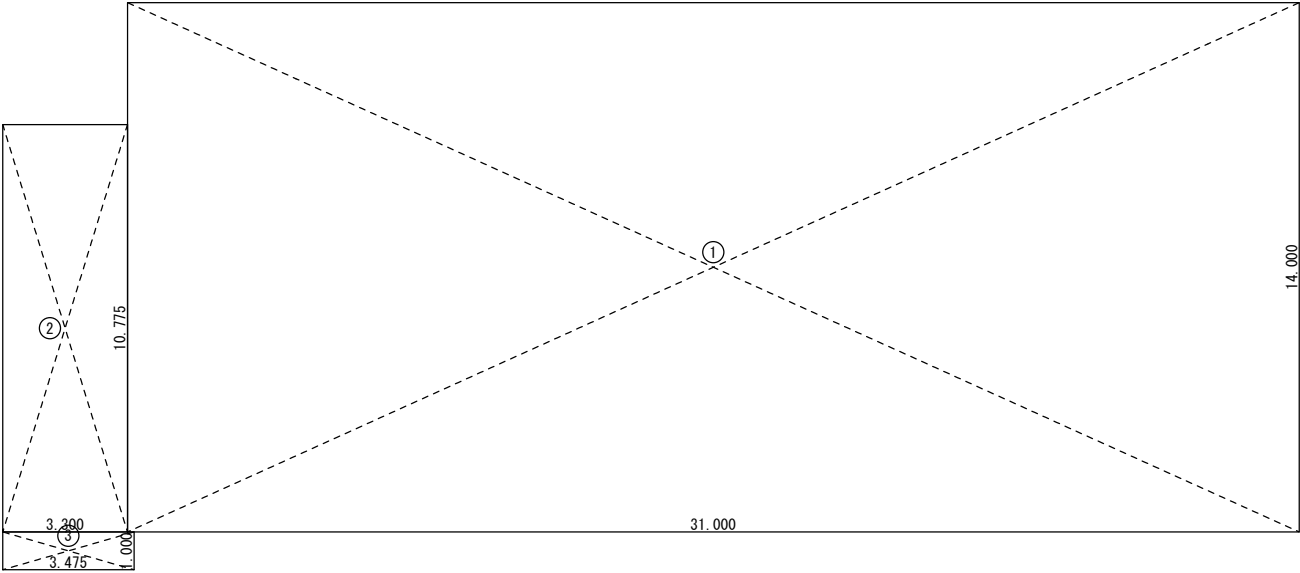


記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
1	3.350 × 3.600	12.060
合計面積 (機械室)		12.060

附近見取図



記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
1	2.865 × 5.460	15.643
2	26.390 × 9.100	240.149
合計面積 (旧保育所)		255.792



記号	計算式 (m)	面積 (㎡)
1	31.000 × 14.000	434.000
2	3.300 × 10.775	35.558
3	3.475 × 1.000	3.475
合計面積 (旧水泳プール)		473.033

面積表 1/200

訂正

TAKASHI HARAI ARCHITECTS
株式会社原井隆建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号
一級建築士 登録 第320892号 原井 隆

検 図

製 図

工事名称

旧板木水泳プール及び
旧板木保育所解体工事

図面名称

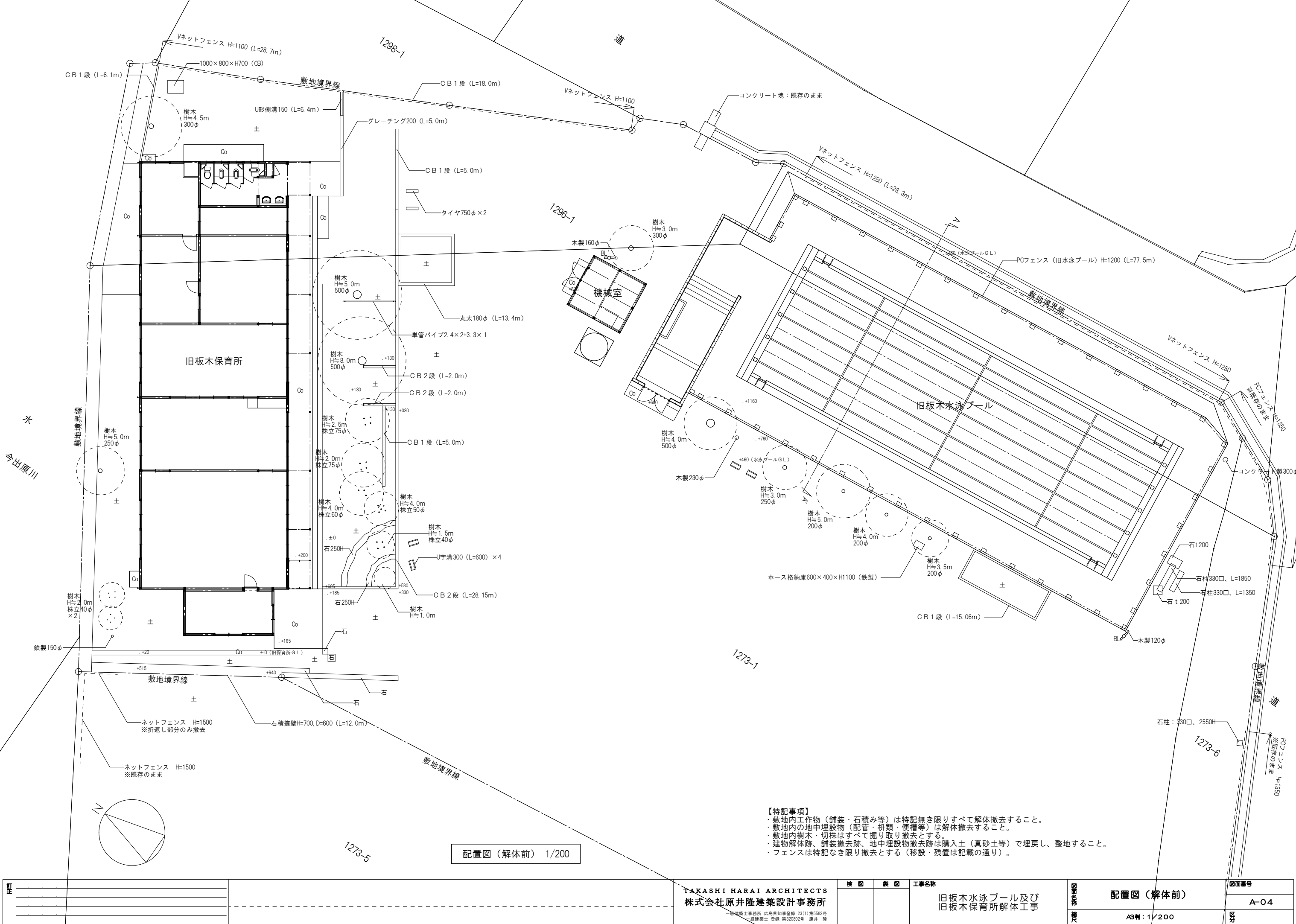
附近見取図・面積表

A3判：1/200

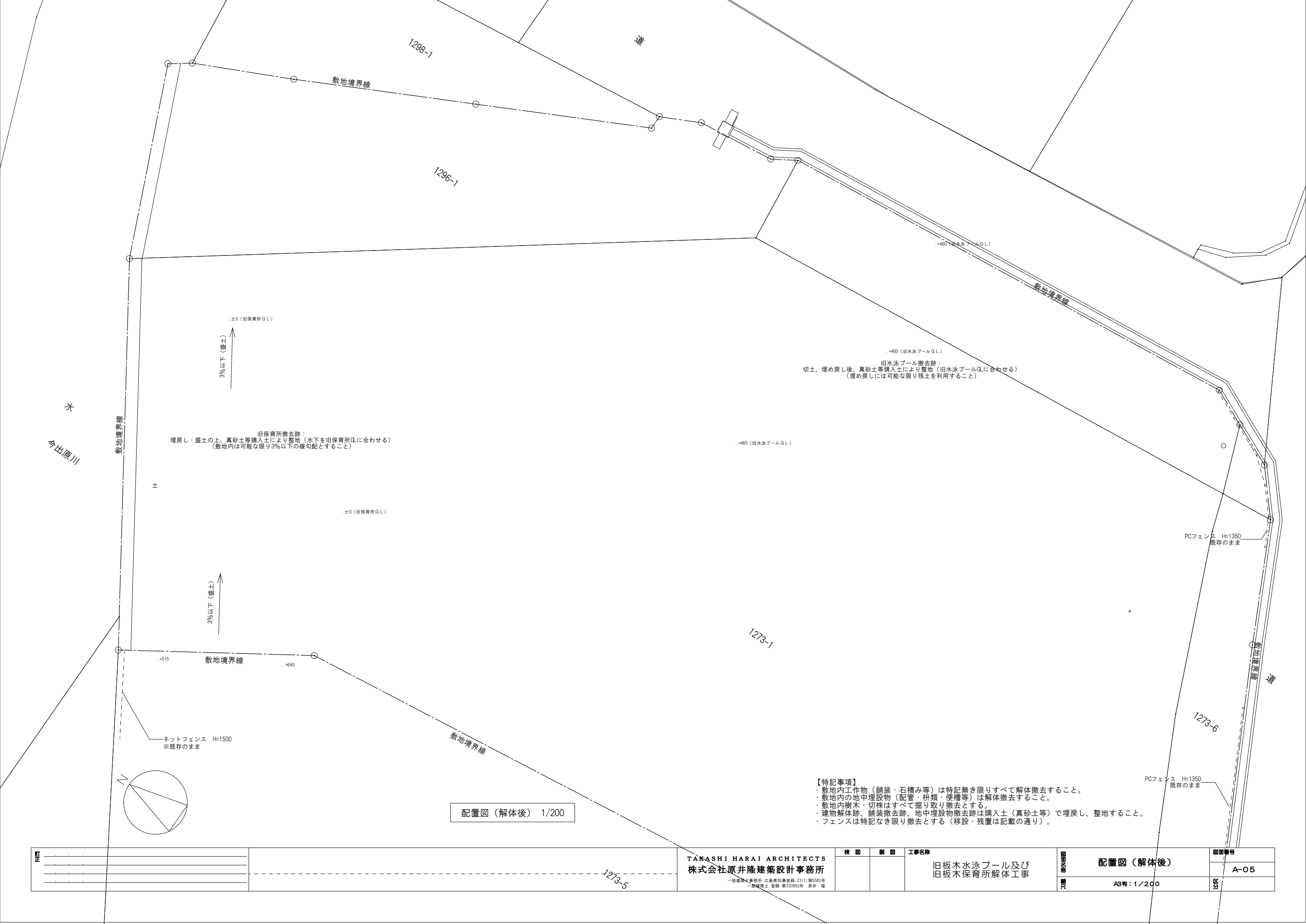
図面番号

A-03

区分



訂正	図面名称	図面番号	校 図	製 図	工事名称	縮 尺	図面番号
	TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所				旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	A3判：1/200	A-04
	設計監事事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆						区分



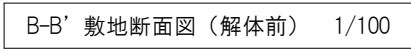
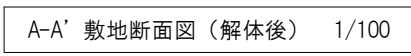
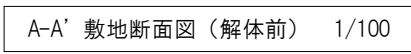
旧保育所撤去跡：
埋戻し・盛土の上、真砂土等購入土により整地（水下を旧保育所GLに合わせる）
（敷地内は可能な限り3%以下の緩勾配とすること）

旧水泳プール撤去跡：
切土、埋め戻し後、真砂土等購入土により整地（旧水泳プールGLに合わせる）
（埋め戻しには可能な限り残土を利用すること）

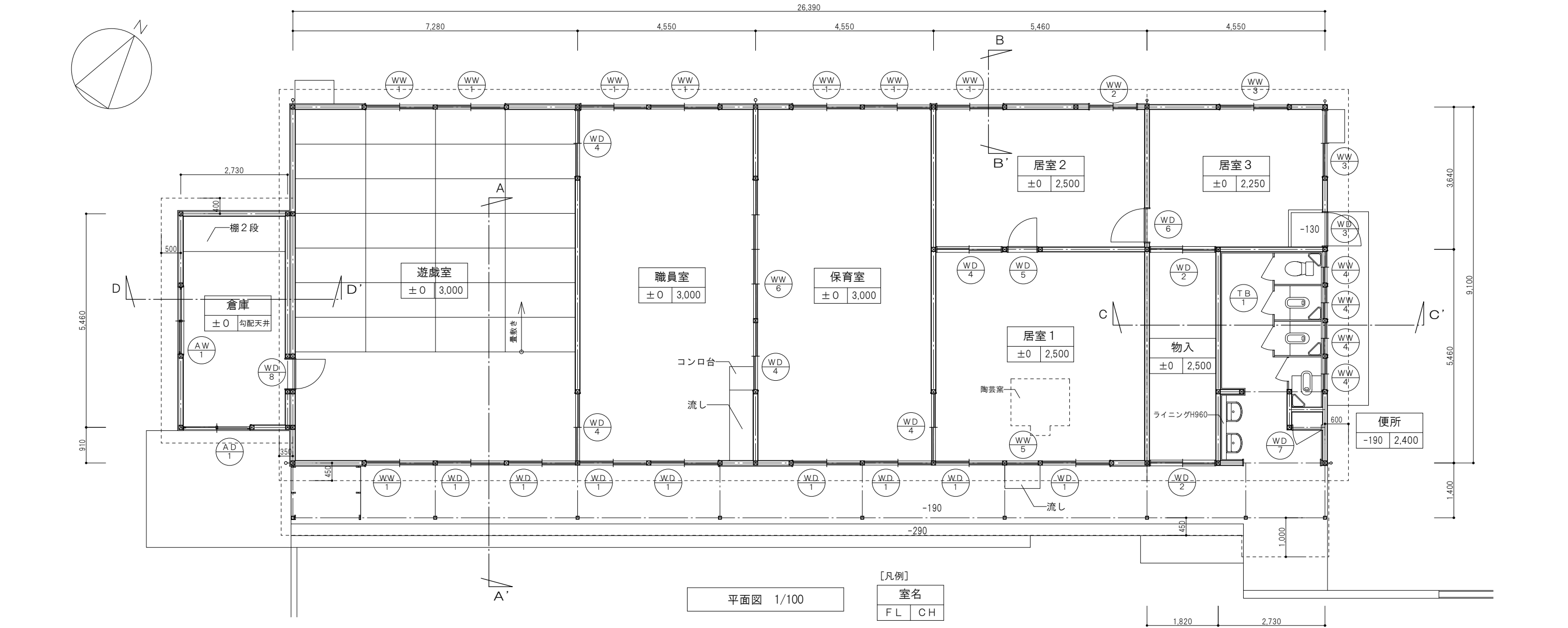
- 【特記事項】
- 敷地内工作物（舗装・石積み等）は特記無き限りすべて解体撤去すること。
 - 敷地内の地中埋設物（配管・枳類・便槽等）は解体撤去すること。
 - 敷地内樹木・切株はすべて掘り取り撤去とする。
 - 建物解体跡、舗装撤去跡、地中埋設物撤去跡は購入土（真砂土等）で埋戻し、整地すること。
 - フェンスは特記なき限り撤去とする（移設・残置は記載の通り）。

配置図（解体後） 1/200

訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 配置図（解体後）	図面番号 A-05
						縮尺 A3判：1/200	区分

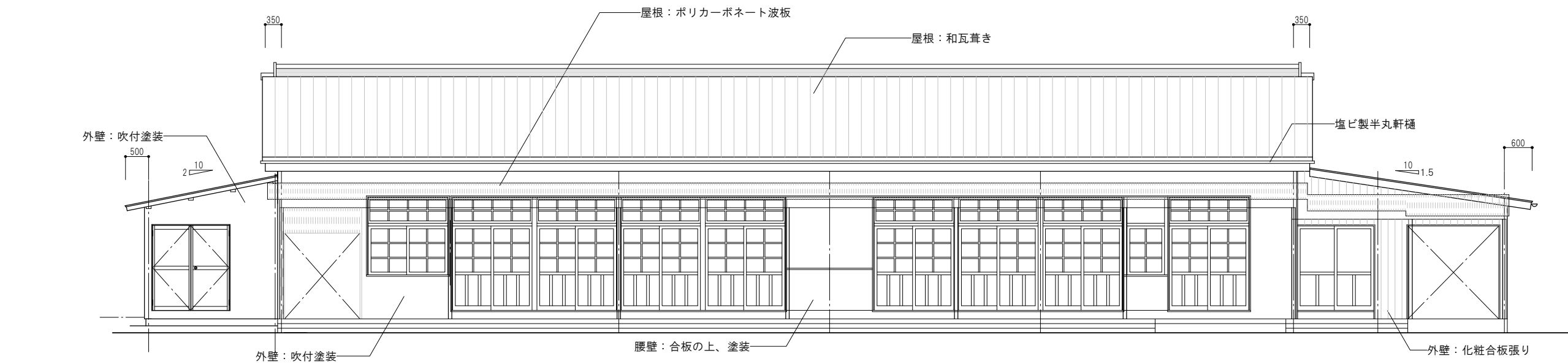


印 正			TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図 面 名 称	敷地断面図	図面番号 A-06
								縮 尺	A3判 1/100

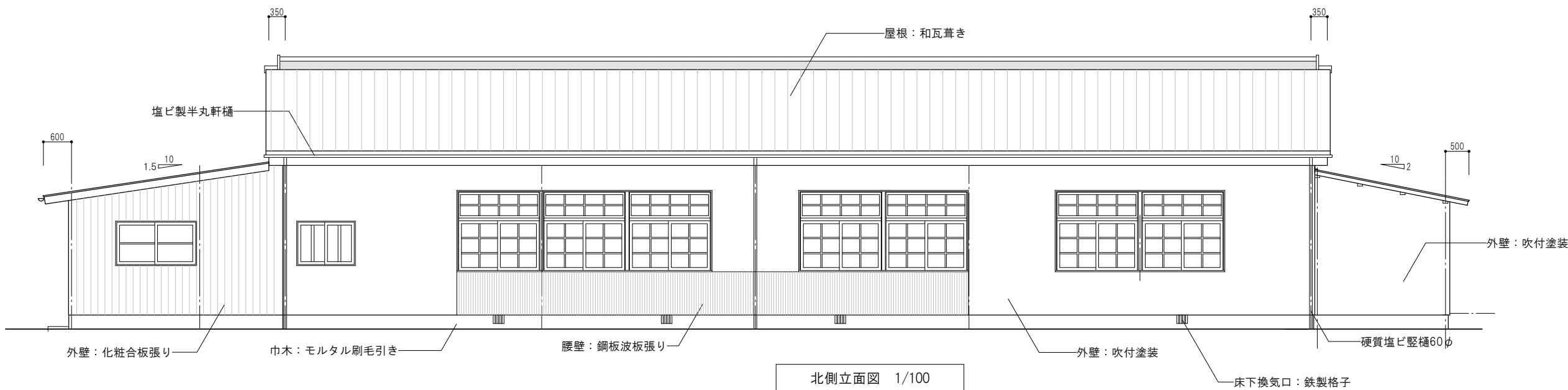


外部仕上表	屋根	和瓦葺き、鋼板瓦棒葺き、ポリカーボネート波板葺き
	軒天	吹付塗装
	外壁	吹付塗装、化粧合板張り
	巾木	モルタル塗り
	構造規模	木造平屋建（コンクリート布基礎、一部CB基礎）

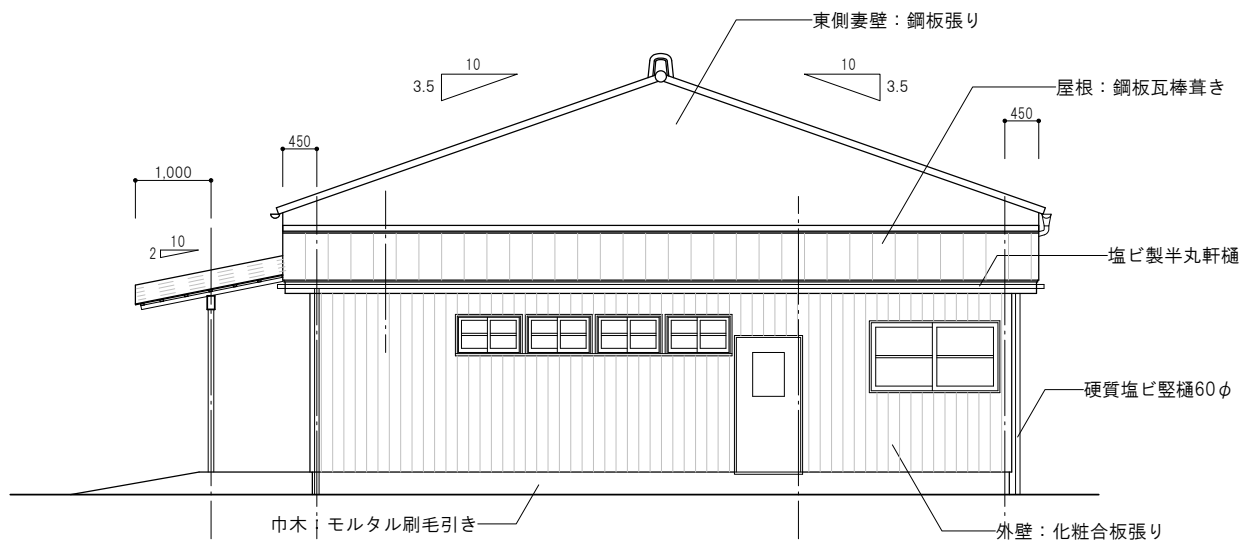
内部仕上表	室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	廻縁	造作・家具	備考
	遊戯室	フローリング張り 畳敷き	木製巾木	合板張りの上、塗装（H1850まで）	ボード張りの上、塗装	化粧ボード張り	木製廻縁	下足入、黒板	
	職員室	フローリング張り	木製巾木	合板張りの上、塗装（H1850まで）	ボード張りの上、塗装	穴あきボード張り	木製廻縁	黒板	コンロ台、流し、黒板
	保育室	フローリング張り	木製巾木	合板張りの上、塗装（H1850まで）	ボード張りの上、塗装	穴あきボード張り	木製廻縁	黒板	
	居室1	コンクリート直押え	木製巾木		合板張りの上、塗装	化粧石膏ボード張り	木製廻縁		陶芸窯
	居室2	フローリング張り	木製巾木		化粧合板張り	化粧石膏ボード張り	木製廻縁		
	居室3	フローリング張り	木製巾木		化粧合板張り	化粧石膏ボード張り	木製廻縁		
	物入	フローリング張り	木製巾木		化粧合板張り	化粧石膏ボード張り	木製廻縁		
	便所	コンクリート直押え		モルタル塗の上、塗装（H1550まで）	ボード張りの上、塗装	ボード張りの上、塗装	木製廻縁		洋式便器×1、和式便器×3、手洗器×2
	倉庫	合板張り	木製巾木		合板張り	小屋裏現し	木製廻縁	棚板	



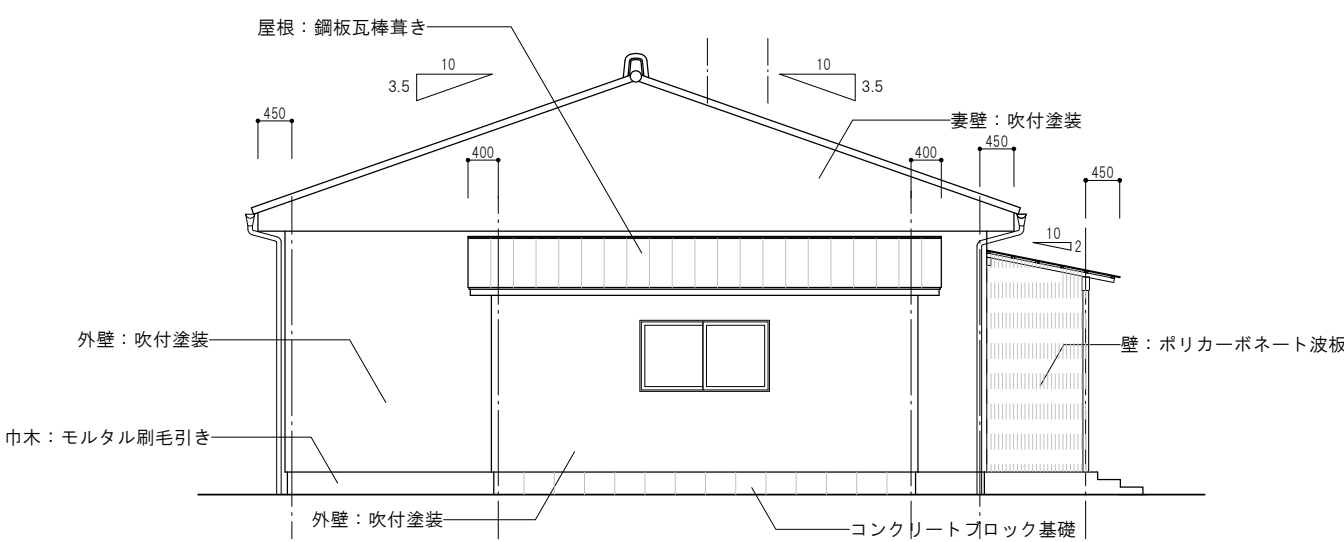
南側立面図 1/100



北側立面図 1/100

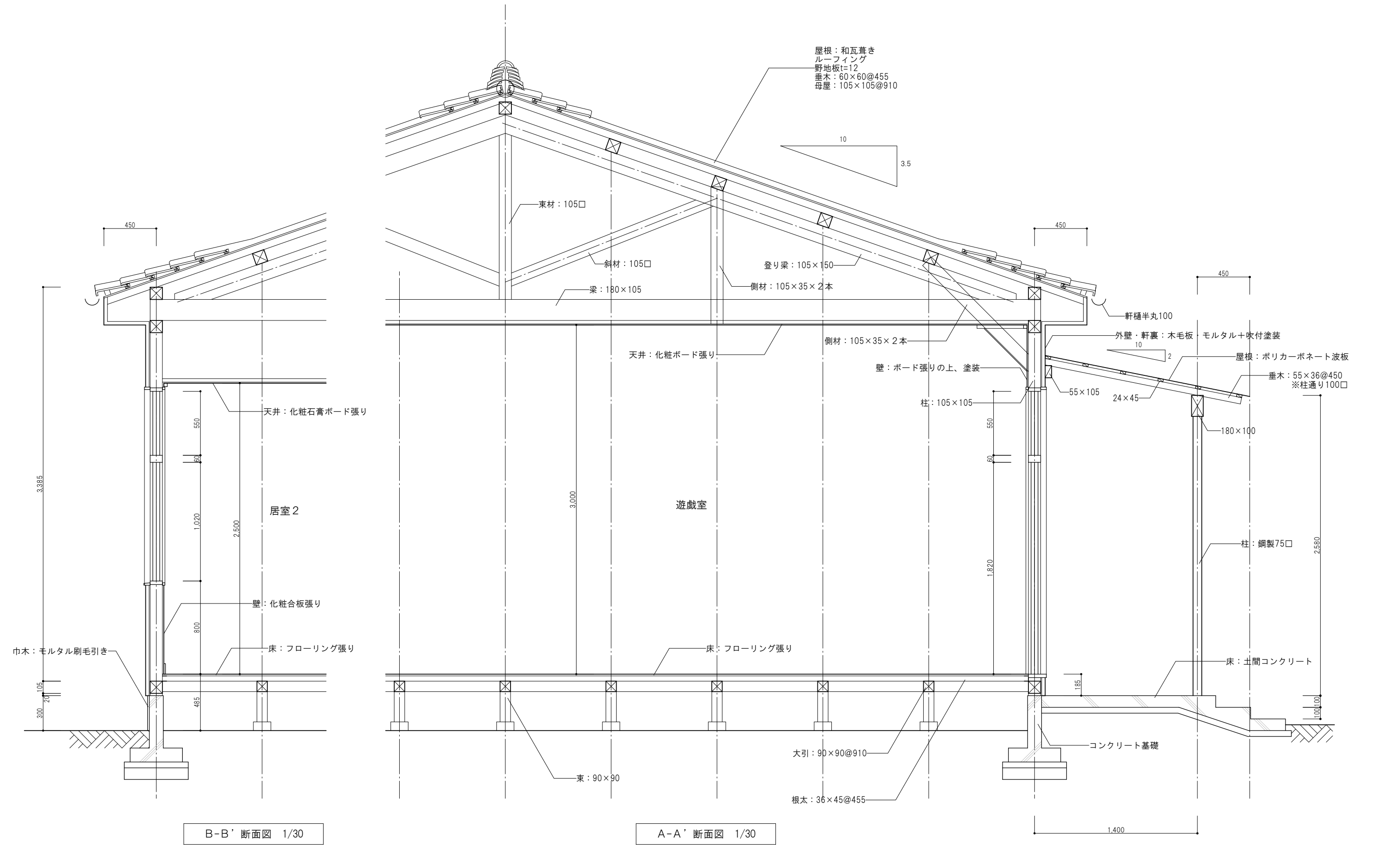


東側立面図 1/100



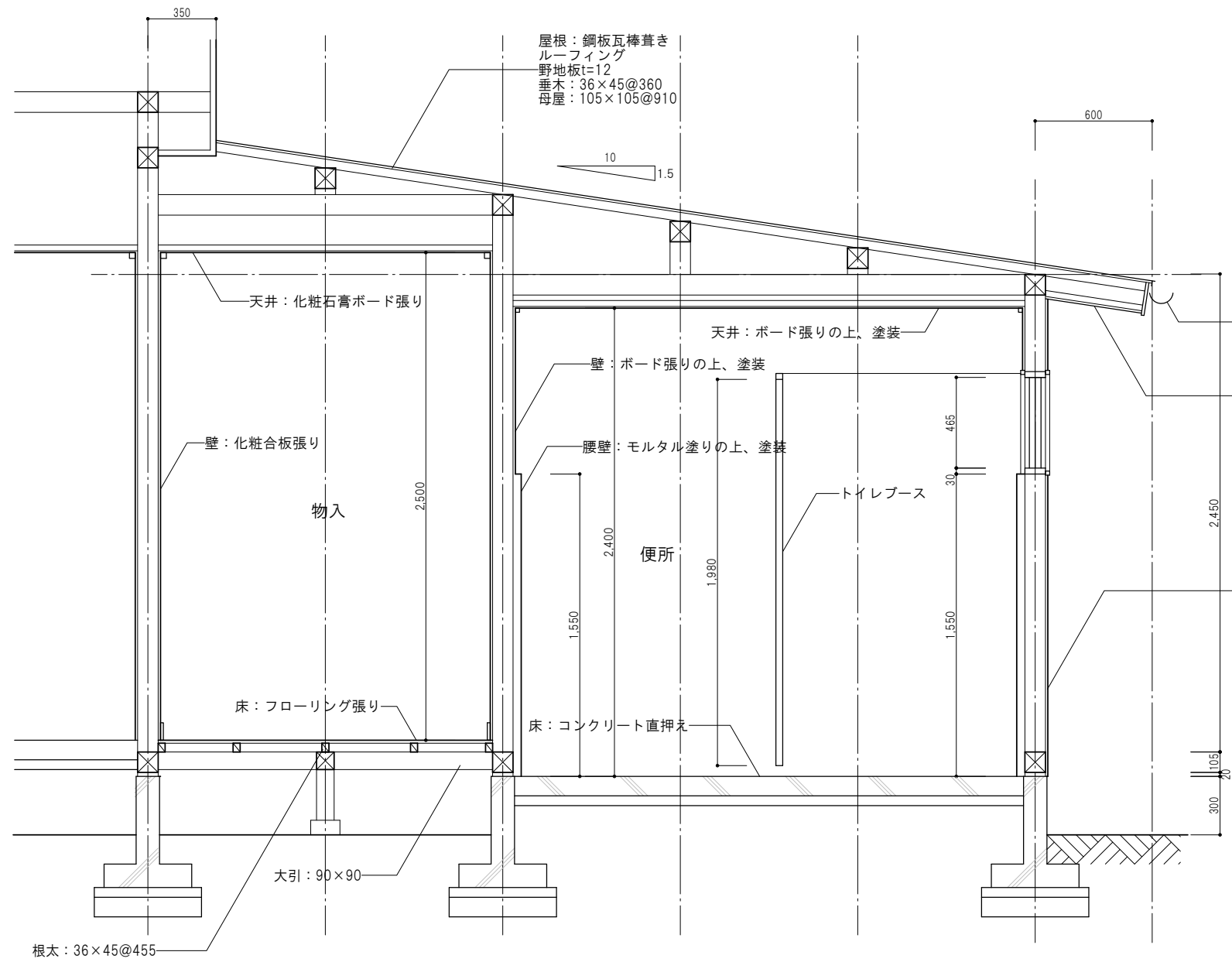
西側立面図 1/100

訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	検 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 旧保育所 立面図	図面番号
							A-08
						縮尺	図面番号
						A3判：1／100	区分

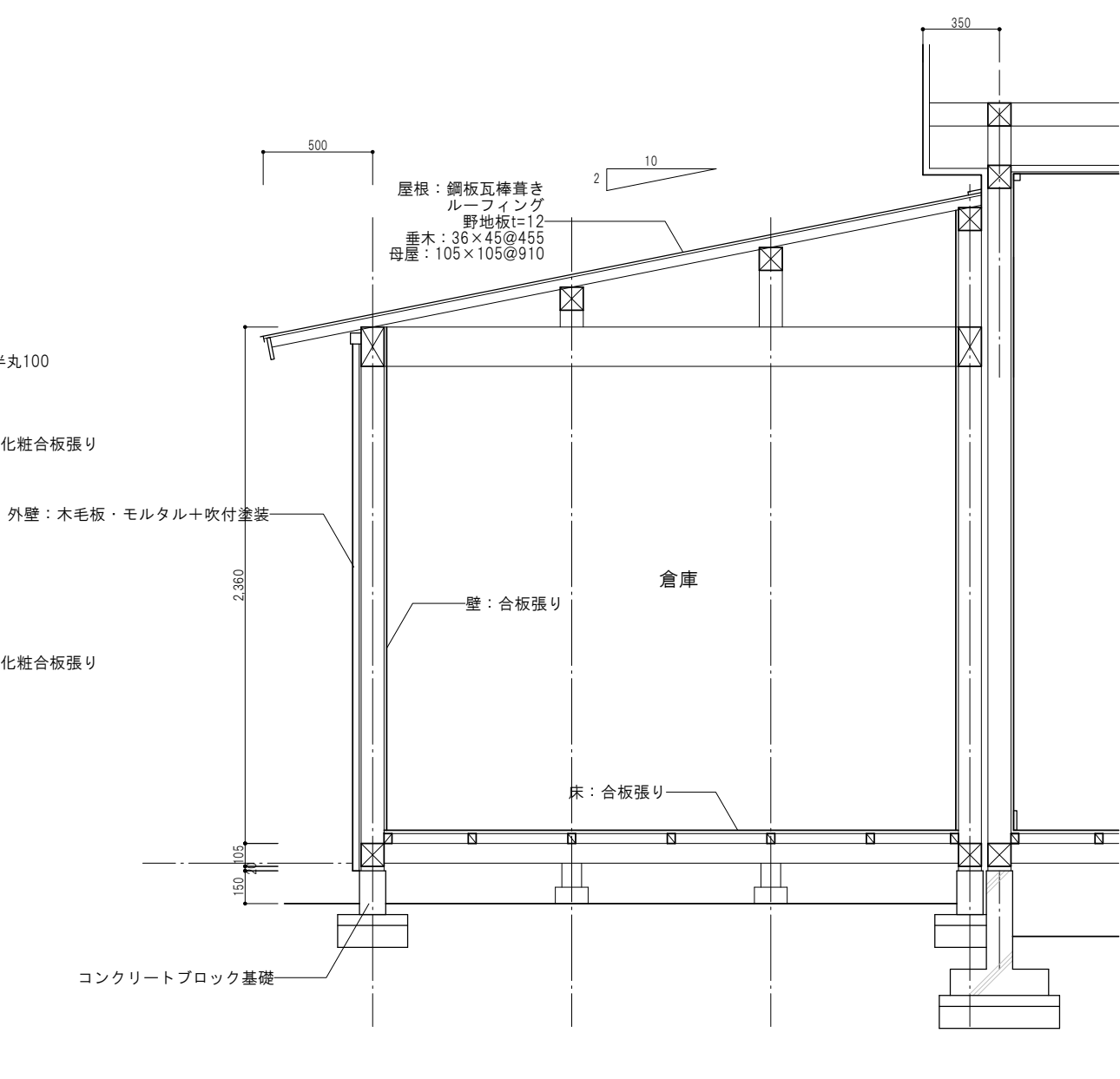


訂正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

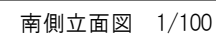
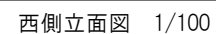
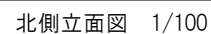
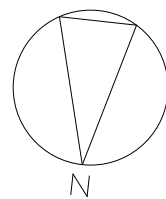
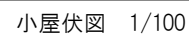
建具表	建具記号	数量	形式	W×H	備考	建具記号	数量	形式	W×H	備考
	WDー1	8	木製引違い框戸	1715×1820、ランマ550H	ガラス H915	WWー1	8	木製引違い窓	1715×1020、ランマ550H	ガラス
	WDー2	2	木製引違い框戸	1715×1820	ガラス H915	WWー2	1	木製引違い窓	1210×900	ガラス
	WDー3	1	木製フラッシュ片開き戸	800×1820	ガラス 430×580	WWー3	2	木製引違い窓	1710×900	ガラス
	WDー4	5	木製引違い框戸	1715×1820	ガラス H915	WWー4	4	木製引違い窓	800×465	ガラス
	WDー5	1	木製フラッシュ片開き戸	710×1820	ガラス 430×440	WWー5	1	木製引違い窓	770×1020	ガラス
	WDー6	1	木製フラッシュ片開き戸	825×1820	ガラス 430×580	WWー6	1	木製引違い窓	3535×1020	ガラス
	WDー7	1	木製フラッシュ片開き戸	755×1820		T Bー1	1	木製フラッシュトイレブース	H1980	
	WDー8	1	木製フラッシュ片開き戸	726×1820		A Dー1	1	アルミ製勝手口ドア	1700×1800	ガラス 900H
						A Wー1	1	アルミ製引違い窓	1700×900	ガラス

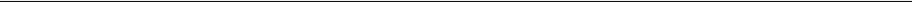


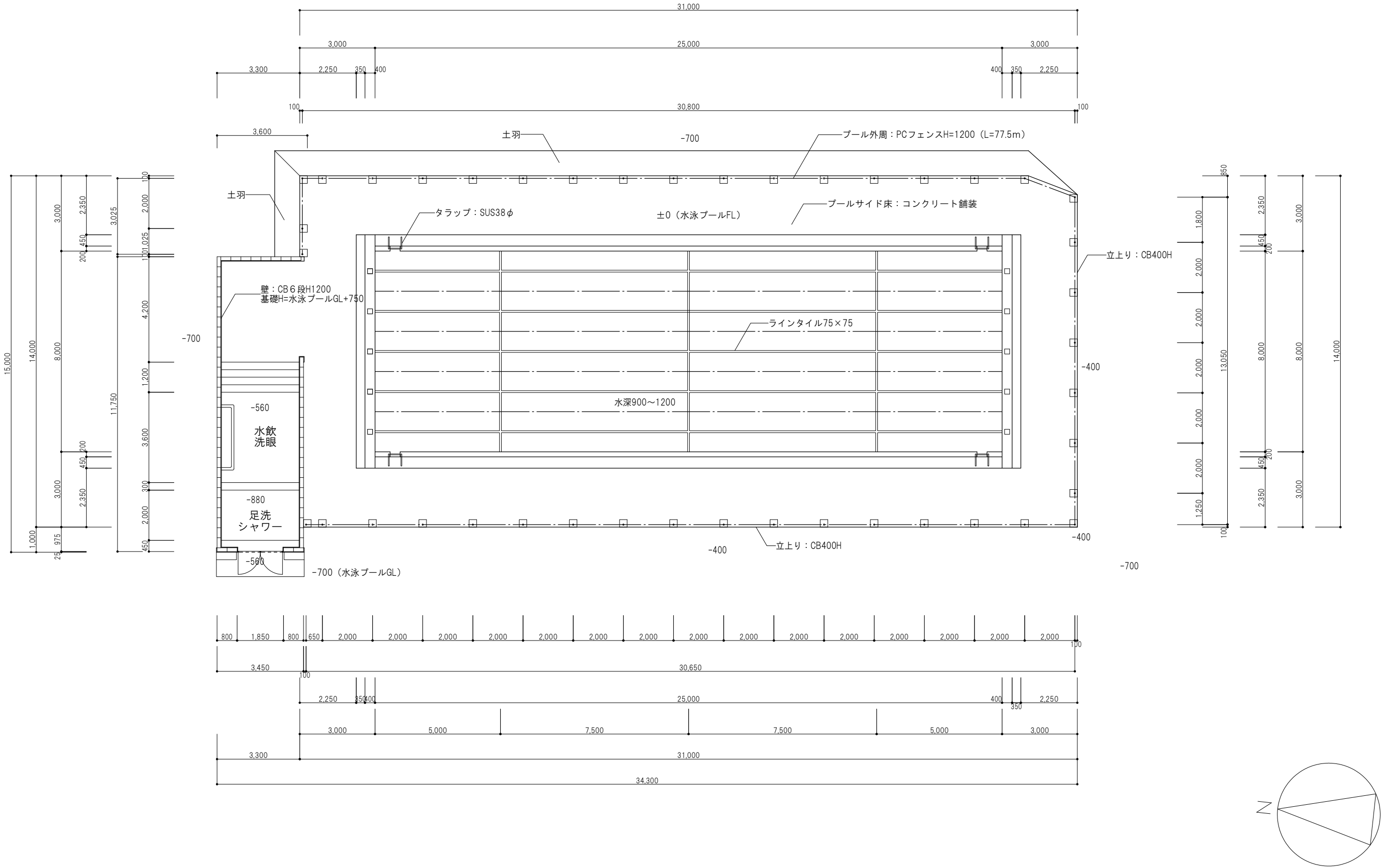
C-C' 断面図 1/30

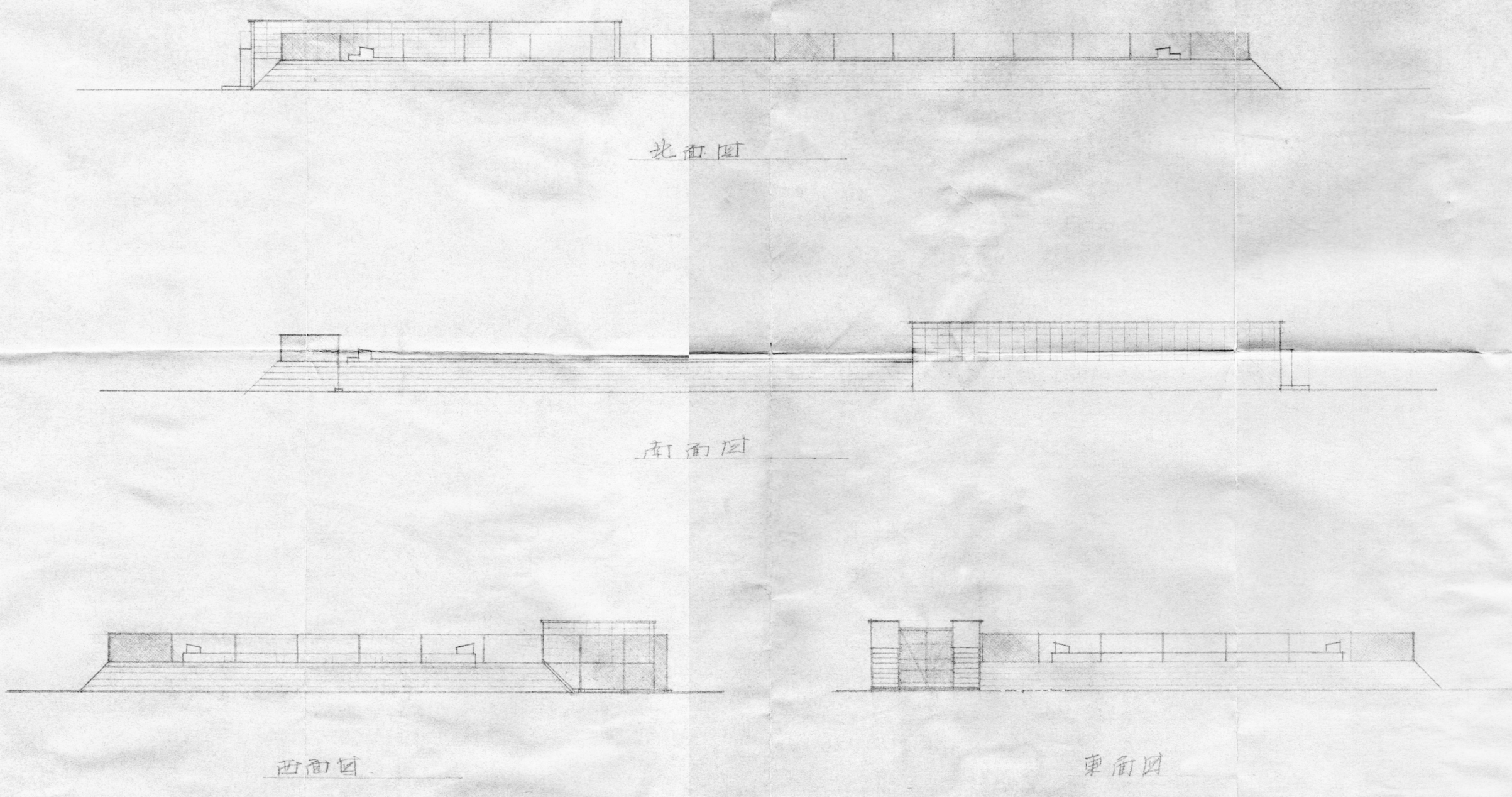


D-D' 断面図 1/30

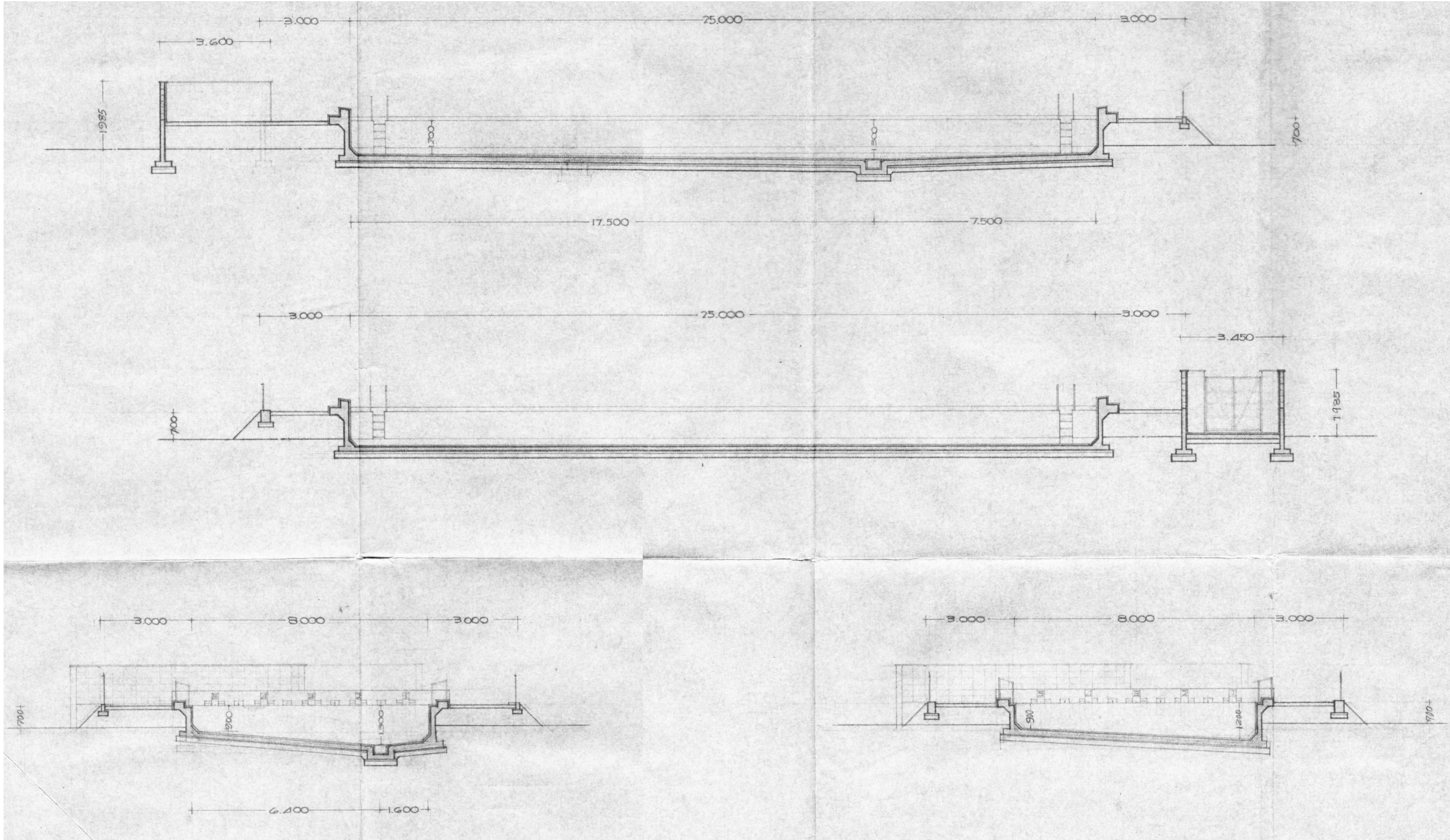


正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	棟 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 機械室 平面図・立面図・断面図	図面番号
			縮尺	A3判: 1/100、1/50			区分

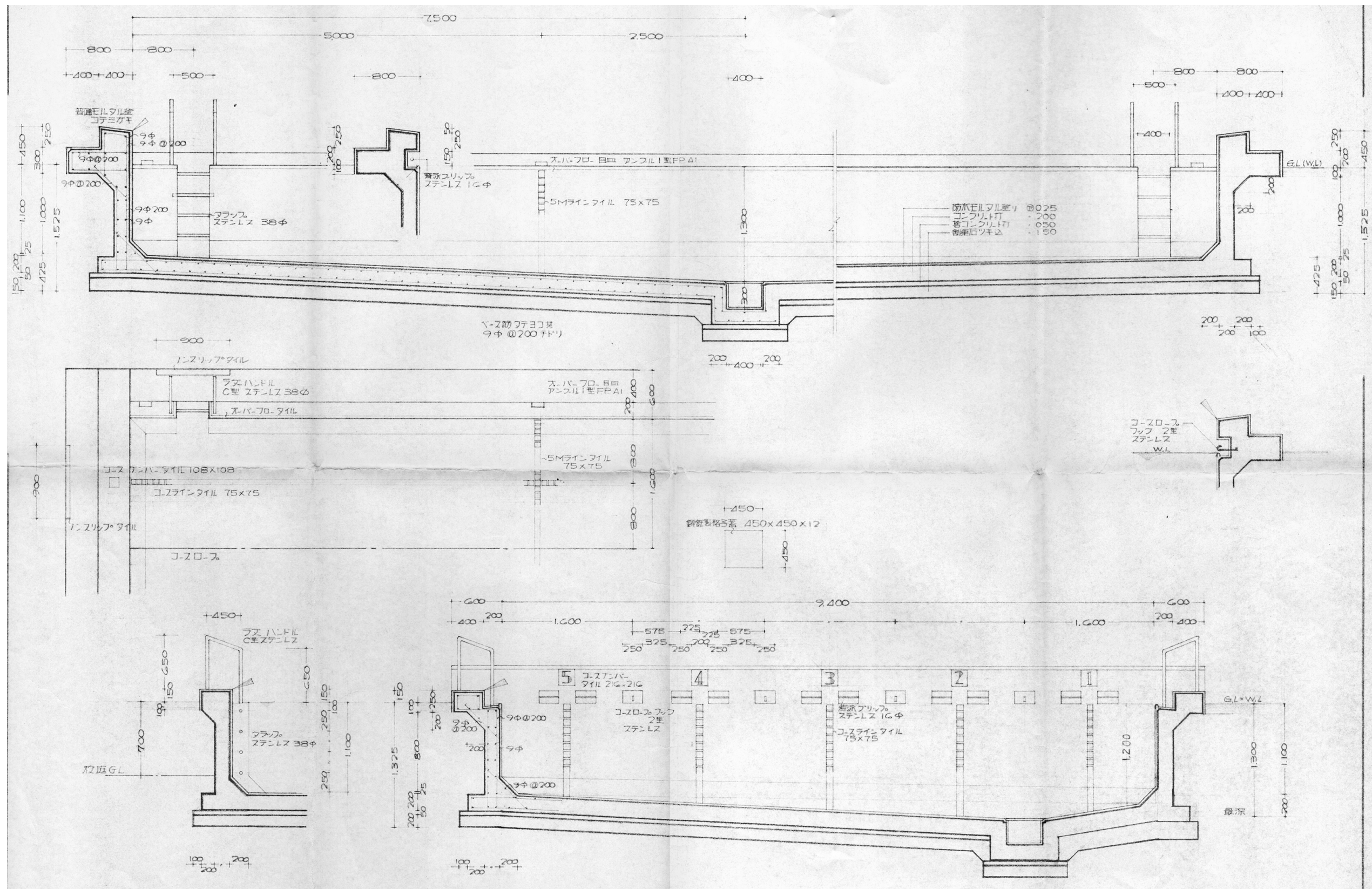




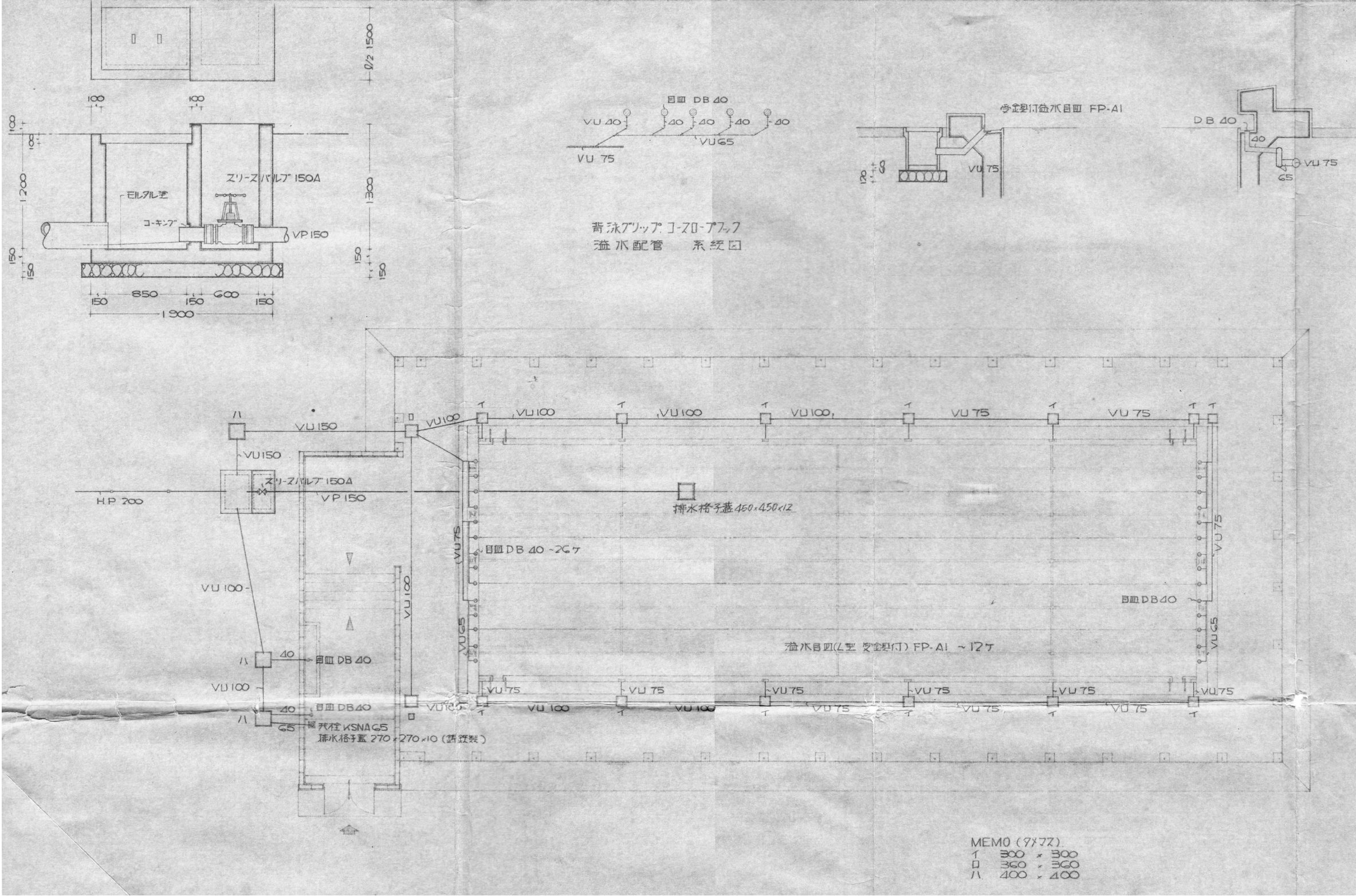
訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	検 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 旧水泳プール立面図 (参考図)	図面番号 A-14
						縮尺 A3判: 1/150	区分



訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 旧水泳プール断面図 (参考図)	図面番号
				A-15			
				縮 尺 A3判: 1/150			区分



訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	検 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 旧水泳プール断面詳細図 (参考図) 縮尺 A3判: 1/50	図面番号 A-17 区分 図
---------------	--	---	----------------	----------------	--	---	--



訂正		TAKASHI HARAI ARCHITECTS 株式会社原井隆建築設計事務所 一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号 一級建築士 登録 第320892号 原井 隆	校 図	製 図	工事名称 旧板木水泳プール及び 旧板木保育所解体工事	図面名称 旧水泳プール排水設備図 (参考図)	図面番号	
							A-19	
						縮尺 A3判: 1/150	区分	

TAKASHI HARAI ARCHITECTS
株式会社原井隆建築設計事務所
一級建築士事務所 広島県知事登録 23(1)第5582号
一級建築士 登録 第320892号 原井 隆

